

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
……………（環境局総務部環境政策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…五
- 正 誤
- 令和六年五月七日付東京都告示第六百十五号……………六

告示

●東京都告示第六百三十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

（一）地 事業者

東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号
多摩都市モノレール株式会社
代表取締役社長 奥山 宏二
立川市泉町千七十八番地九十二
環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）
東京都

二 対象事業の名称及び種類

多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業
モノレールの建設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モノレール上北台駅付近を起点とし、西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内を終点とする約七・〇キロメートルの区間にモノレールを建設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについて

評価書案について、都民の意見はなく、事業段階関係対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係市町長からの意見が二件あった。
事業者は意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

（一）期間

令和六年五月二十日から同年六月十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

- ア 東大和市市民環境部環境対策課
- イ 東大和市中央三丁目九百三十番地
- ウ 武蔵村山市環境部環境課
- エ 武蔵村山市本町一丁目一番地の一
- オ 瑞穂町住民部環境課
- カ 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎二千三百三十五番地
- キ 東京都環境局総務部環境政策課
- ク 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- コ 東京都多摩環境事務所管理課
- サ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

・評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
環境影響評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市町長の意見の件数は表1に示すとおりです。

表1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係市町長の意見	2
合計	2

1.1 都民の主な意見書の概要と事業者の見解
環境影響評価書案について、都民の意見書は提出されませんでした。

1.2 事業段階関係市町長の意見と事業者の見解
事業段階関係市町長の意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりです。

1.2.1 東大和市長の意見と事業者の見解
環境影響評価書案について、東大和市長の意見はありませんでした。

1.2.2 武蔵村山市長の意見と事業者の見解

武蔵村山市長の意見	事業者の見解
1 騒音・振動 工事を実施するに当たり、騒音及び振動が発生する要因として、建築物の解体及び建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う騒音及び振動の発生が考えられることから、工事の施工に当たり、低騒音型の建築機械の使用や工事用車両のアイドリングストップの励行等の徹底に努め、当該現場周辺環境の悪化をさせないように努めていただきたい。 また、事業期間が長期にわたることから、昼間・夜間ともに周辺住民には十分な配慮をしていただきたい。	工事を実施するに当たり、現場状況に合わせて低騒音、低振動の工法、機械を採用することと、敷地境界付近に近い箇所では、仮囲い等を設置します。工事用車両の走行に際しては、法定速度の遵守やアイドリングを行わない等、近隣住民に著しい影響を及ぼすことのないように十分に配慮します。 また、夜間工事を行うときには、可能な限り作業時間が少なくなるような施工計画を検討し、近隣の住民及び関係機関等に対して、工事の実施期間、内容等について事前に周知するとともに、騒音・振動を必要最低限にとどめる等、環境保全に努めます。
2 土壌汚染 現地調査の結果、汚染のおそれがあると認められた場合には、環境確保条例第117条の届出を遅滞なく提出し、適切な措置をしていただきたい。	工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第4条及び「環境確保条例」（平成12年12月22日条例第215号）第117条に基づき調査を実施し、その結果を届出ます。調査の結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」（平成31年3月18日告示第394号）等に基づき、適切な措置を講じます。
3 日影 高架構造物（駅部、軌道部）の建設により周辺住民の生活環境が損なわれることがないよう十分な配慮に努めていただきたい。	高架構造物（駅部、軌道部）の建設において、モノレール施設の構造及び高さに配慮することにより、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月14日条例第63号）の規制時間を大部分の区間で満足します。一方、規制時間を超える日影が駅舎部及び軌道部の一部の区間で生じます。 規制基準を超える日影が発生する区間については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（平成15年7月11日国土交通省国総国調第46号）を参考にし、関係者と協議の上対処するとともに、周辺住民の生活環境に可能な限り配慮していきます。 なお、特に配慮すべき社会福祉施設や医療機関等の施設の一部では、1～2時間程度の日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測されます。

武蔵村山市長の意見	事業者の見解
4 電波障害 工事の実施に伴う電波障害を可能な限り回避または低減するよう努めていただきたい。	モノレール施設の高さに配慮することで、電波障害を可能な限り回避または低減するよう努めます。また、工事の実施によりテレビ電波障害が発生した場合は、アンテナ設置位置の調整による受信対策等の適切な対策を実施します。加えて、住民等からの問合せ窓口を明確にし、申出があった場合は適切に対応します。
5 景観 特段の意見無し。	—
6 史跡・文化財 特段の意見無し。	—
7 自然との触れ合い・活動の場 特段の意見無し。	—
8 廃棄物 工事を実施するにあたり、建設発生土及び建築廃棄物が発生することが考えられるが、できるだけ、建築廃棄物の再利用及び再資源化を推進し、廃棄物等の減量に努めていただきたい。 また、再利用及び再資源化できない廃棄物等については、関係法令等の規定に基づき、適正に処理していただきたい。	建設工事により発生する建設発生土は、埋戻しに利用する等、事業区間内で可能な限り再利用を図るよう努めます。建設廃棄物は、発生抑制に努めるとともに、発生した廃棄物は産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込む等、再資源化を推進します。 なお、有効利用が困難な建設発生土及び再資源化が困難な建設廃棄物は、関係法令を遵守し、適正に処理します。

1.2.3 瑞穂町長の意見と事業者の見解

瑞穂町長の意見	事業者の見解
1 全体的な意見 (1) 地域住民への説明等 事業の実施に当たっては、各種手続きや施工中及び完了後等様々な段階において、地域住民に積極的な情報提供と分かりやすい周知をしていただきたい。	事業の実施に当たっては、工事の実施内容等について、地域住民が理解しやすい内容及び表現で、適切な時期に周知を図ります。
(2) 町民の意見・要望等 環境影響評価書案の内容に対する町民の意見・要望を反映するだけでなく、工事期間中に寄せられた周辺住民からの意見・要望も真摯に受け止め、環境保全上必要な措置を講じていただきたい。	工事の実施に当たっては、都民の意見や事業段階関係市町町の意見等に加え、今後工事期間中に寄せられる意見等に対しても、適切に対応していきます。
(3) 交通安全の確保 一般車両の通行に影響を与えないよう、走行ルート等の設定などについて関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止や地域住民への交通安全の確保に努めていただきたい。	工事用車両の走行ルートの詳細については、一般車両、緊急車両及び近隣住民の日常生活に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に検討し、道路管理者、交通管理者等の関係機関と協議の上、決定します。 また、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置することで、歩行者や自転車の移動阻害を防ぐとともに、工事用車両の法定速度を守る等、安全運転を徹底し、交通安全の確保に努めます。
(4) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応 法令等による公害防止の規制基準を遵守していただきたい。また、事業において使用する重機等は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法を積極的に採用し、公害対策に万全を期していただきたい。	工事の施行に当たっては、法令等による公害防止の規制基準を遵守します。また、環境への影響の低減が見込まれる建設機械や工法を積極的に採用していきます。

瑞穂町長の意見		事業者の見解
2 評価項目に関する意見 (1) 騒音・振動 工事施工中の建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って発生する騒音・振動について近隣への影響を極力小さくするよう努めていただきたい。		工事を実施するに当たり、現場状況に合わせて低騒音、低振動の工法、機械を採用するとともに、敷地境界付近に近い箇所では、仮囲い等を設置します。工事用車両の走行に際しては、法定速度の遵守やアイドリングを行わない等、近隣住民に著しい影響を及ぼすことのないよう十分に配慮します。 また、夜間工事を行うときには、可能な限り作業時間が少なくなるような施工計画を検討し、近隣の住民及び関係機関等に対して、工事の実施期間、内容等について事前に周知するとともに、騒音・振動を必要最低限にとどめる等、環境保全に努めます。
(2) 電波障害 工事の実施に伴う電波障害を可能な限り回避または低減するための措置について、工事の施工中及び工事の完了後にわたって検討を行うとともに、電波障害が生じた場合は環境影響評価書案に記載されている措置を確実に実施していただきたい。	モノレベル施設の高さ等に配慮することで、電波障害を可能な限り回避または低減するように努めます。また、工事の実施によりテレビ電波障害が発生した場合は、アンテナ設置位置の調整による受信対策等の適切な対策を実施します。加えて、住民等からの問合せ窓口を明確にし、申出があった場合は適切に対応します。	
(3) 日影 高架構造物（駅部、軌道部）の存在が日影に影響を及ぼすことにより周辺住民の生活環境を損なうことのないよう十分な配慮をしていただきたい。規制基準を超える日影が発生する区間については環境影響評価書案に記載されているとおり、関係者と十分な協議を行っていただきたい。	高架構造物（駅部、軌道部）の建設において、モノレベル施設の構造及び高さ等に配慮することにより、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月14日条例第63号）の規制時間を大部分の区間で満足します。一方、規制時間を超える日影が駅舎部及び軌道部の一部の区間で生じます。 規制基準を超える日影が発生する区間については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（平成15年7月11日国土交通省国総国調第46号）を参考にし、関係者と協議の上対処するとともに、周辺住民の生活環境に可能な限り配慮していきます。 なお、特に配慮すべき医療機関や文化財等の施設の一部では、1時間程度の日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測されます。	

●東京都告示第六百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和六年東京都告示第五百六十一号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

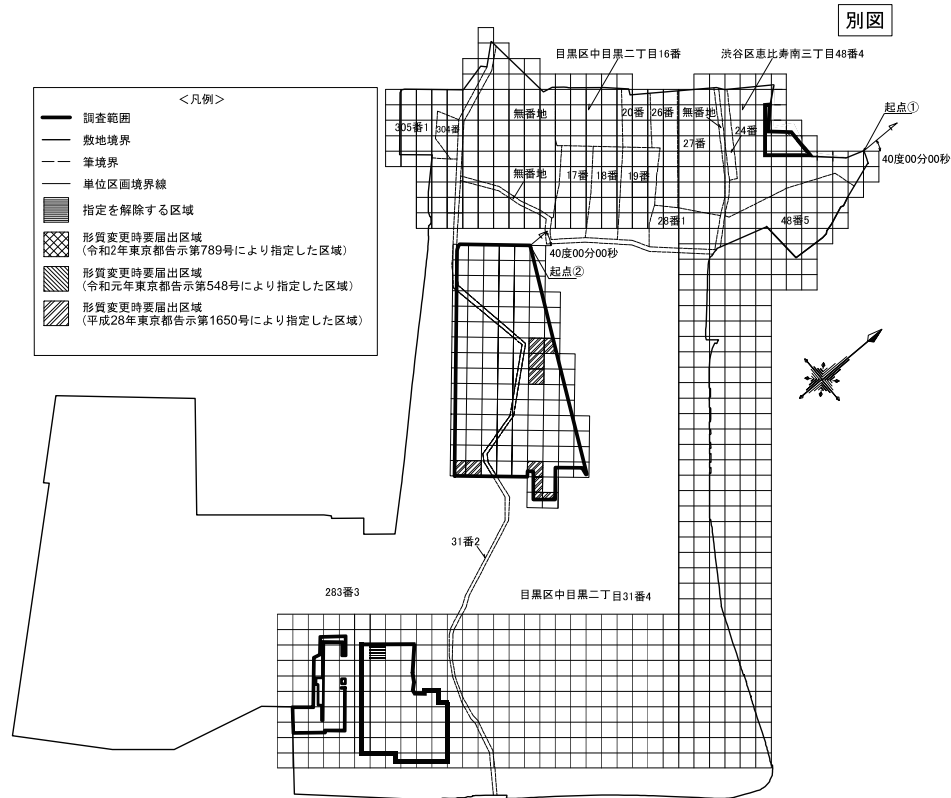
令和六年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

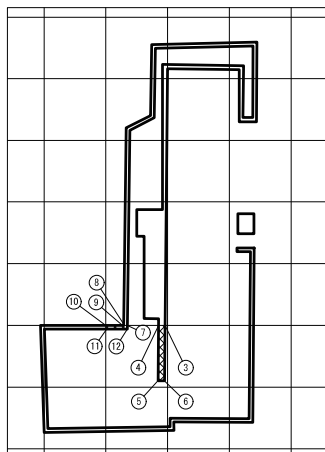
一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区中目黒二
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



＜拡大図＞



	X	Y	備考
①	0	0	起点①
②	-92.26	-204.86	起点②
③	50.57	-499.79	
④	49.89	-500.60	
⑤	56.72	-506.43	
⑥	57.31	-505.62	
⑦	46.53	-504.61	
⑧	46.19	-505.02	
⑨	46.38	-505.19	
⑩	44.54	-507.32	
⑪	44.95	-507.66	
⑫	47.15	-505.14	

※座標値は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

＜起点＞
起点①は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端とする。
起点②は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端から南へ204.86m、西へ92.26mの地点とする。

＜格子の回転角度（40度00分00秒）＞
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百三十九号
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八
条の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニン
グ師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定
する。

令和六年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修及び講習の
主催者の名称及
び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導
センター
港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の
開催年月日並び
びに会場の名称及
び所在地
（一）クリーニング師の研修
ア 令和六年七月二十八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
イ 令和六年九月十五日
レンブラントスタイル東京西
葛西
江戸川区西葛西六丁目十七番
九号

ウ 令和六年九月二十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

エ 令和六年十月二十日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号

オ 令和六年十一月十七日
（廃棄物の処理及び清掃に關
する法律（昭和四十五年法律
第百三十七号）に基づく特別
管理産業廃棄物管理責任者の
資格を得るための研修（以下
「特管物研修」という。）を
含む。）

		(二) 業務従事者に対する講習		日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		ア	令和六年七月十八日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		イ	令和六年八月七日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		ウ	令和六年八月二十一日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		エ	令和六年九月十一日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		オ	令和六年九月二十日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		カ	令和六年十月十日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		キ	令和六年十月二十五日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		ク	令和六年十一月一日	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号
		ケ	令和六年十一月二十八日	トヨタドライビングスクール 東京
		コ	令和六年十二月四日	立川市羽衣町一丁目三番四号
		サ	令和六年十二月十二日	日本クリーニングセンター

		シ	文京区後楽二丁目三番十号 令和六年十二月十八日
		ス	立川市羽衣町一丁目三番四号 令和七年一月十七日
		セ	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号 令和七年一月二十三日
		ソ	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号 令和七年二月十四日
		タ	日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号 令和七年二月二十一日

		(一) クリーニング師の研修 （特管物研修を含む場合） 五千円
		(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

		三 受講料
--	--	-------

		正 誤
		○令和六年五月七日付東京都告示第六百十五号
		ページ一段一行一 誤 正
		三 上 後から 七
		ル (一)四・〇メートル (一)四・〇メートル

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051